

組合自身の運営体制に関わるものとしては、「財政基盤の強化」(25.5%)、「事務局の強化」(8.5%)、「執行体制の強化」(6.5%)があげられている。財政基盤の強化を除いては大きな比重は占めていない。

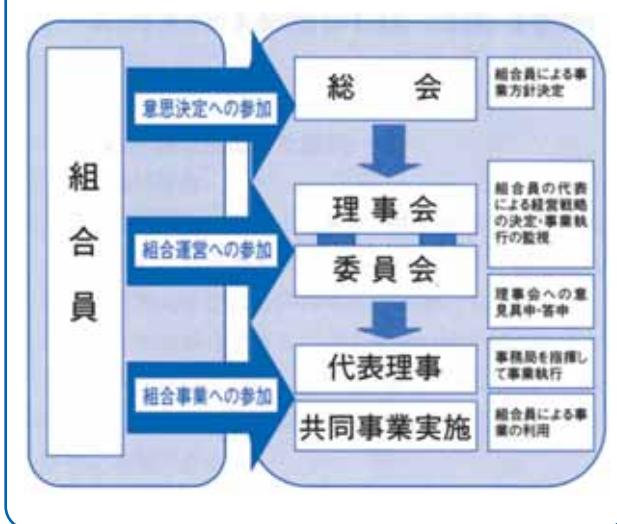
組合の組織・運営体制面での取組みにおいても、組合員の参加意識を高めて連携を強化していくことが重点となることが示されている。

### 3. 3つの参加の実践

中小企業組合の共同事業の意義は、事業の利用を通じて組合員の経営がどのように改善し、向上したかにある。事業を通じて組合員利益が最大になるよう運営されなければならない。そのため、組合員の利用者としてのニーズをどう引き出し、運営者としての意思をどう反映させるかが重要になる。

共同事業の活発化にとって、「組合員の参加」が重要であり、「参加意識」を高めることは、もちろん必要であるが、より重要なのは具体的な参加の実践である。その手がかりは、組合員は出資者であるとともに、その運営者であり、事業の利用者でもあるという組合の三位一体の

[図表-3] 3つの参加の実践



構造にある。

三位一体の構造の中で、組合員には3つの参加の契機がある。1つは意思決定への参加である。組合の総会においては、1人1票の原則に基づいて、組合員は組合の事業方針の決定に参加することができる。利用者としての組合員のニーズを組合事業に反映させることができる。また、組合員の代表として組合の運営を担う理事の選任に参加することもできる。

2つめの参加は、組合運営への参加である。組合員が望めば、総会で選任されることによって、組合員の代表として経営戦略の決定や事業執行を担うことができる。組合運営を直接担うのではなくても、理事会の諮問機関である委員会のメンバーになることによって、意見具申などを通じ組合運営に意思を反映することもできる。

3つめの参加は、組合事業への参加である。組合員は組合の事業を利用する権利を有する。ここで重要なのは、組合の事業は、組合員の意思と関わりなしに実施されるのではなく、組合員が総会において利用者としてのニーズを反映する中で決定したということである。組合員による組合事業の利用は、権利というよりはむしろ当然の利用（権利であるとともに義務でもある）ともいべき性格をもっているといえよう。

もちろん現実は理屈どおりに行くものではない。組合員の利用者としてのニーズの引き出しや運営者としての意思の反映には、組合としてのさまざまな工夫が必要であろうし、多くの困難もある。しかし、忘れてならないのは、組合員は組合員である限り、フリーライダーや傍観者であってはならないということである。組合員が、当事者として、3つの参加を積極的に実践することによって、はじめて組合員ニーズを反映する共同事業の構築と運営が可能になるのである。